

既存の産業廃棄物処理業者の取扱いについて

平成 29 年 9 月 30 日以前に許可を有していた産業廃棄物処理業者の「水銀含有ばいじん等」及び「水銀使用製品産業廃棄物」の取扱いについては、以下のとおりとします。

産業廃棄物収集運搬業者（積替え・保管を含まない。）

平成 29 年 9 月 30 日以前の許可証には、「水銀含有ばいじん等」及び「水銀使用製品産業廃棄物」についての記載はありませんが、次回更新時等までの間は、それらを取り扱えるものとみなします。

これらに関する許可証の書換えについては、次回更新時等を実施します。

※取り扱う場合は、以下の追加措置が必要になります。

[水銀含有ばいじん等に係る追加措置](#)

[水銀使用製品産業廃棄物に係る追加措置](#)

産業廃棄物収集運搬業者（積替え・保管を含む。）・産業廃棄物処分業者

「水銀含有ばいじん等」または「水銀使用製品産業廃棄物」を取り扱う旨を申し立てた事業所については、基準に適合しているかの確認を行いますので、県民局環境課に相談してください。

その際、別途手続きが必要になる場合があります。

※取り扱う場合は、以下の追加措置が必要になります。

[水銀含有ばいじん等に係る追加措置](#)

[水銀使用製品産業廃棄物に係る追加措置](#)

※ 政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）が行う許可については、各政令市へお問い合わせください